

2020年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

高齢者Xが運転する自動車の運転ミスに端を発する自動車の多重衝突により多数の死傷者が出た交通事故が発生した。

その交通事故の発生前後の状況を、たまたまその付近でバラエティ番組を収録していたテレビ局のカメラマンがテレビカメラで撮影していた。そこで、そのテレビ局は、その映像を編集し、高齢者が運転する自動車が原因となる交通事故について特集する特別番組において放映し、放映後は、テレビ局の内規に従って、番組で放映した映像データとカメラマンが撮影した生の映像が保存されたディスクを保管していた。

上記事故から数ヶ月後、警察はXを被疑者として、上記交通事故を自動車運転過失致死傷事件として捜査していたが、Xが「そのときのことはよく覚えていない」などと答えるため、事故の全容を把握しきれないでいた。そのため、司法警察員は、事故の全容を把握するためには、事故状況を撮影したデータが必須と考えて、差押令状を取得し、その令状に基づいて上記ディスクを差し押さえた。

【設問】 この事例に含まれる憲法上の問題点について、論じなさい。

以上

入試日程 B 日程 出題科目名 憲法 **出題趣旨**

本問においては、テレビ局が保有する、交通事故の状況を撮影した生データと放映済みの映像データを、司法警察職員が差押令状を取得した上で、その令状に基づいて差し押さえたという仮定の事例を設定し、その差し押さえによってテレビ局の報道の自由、取材の自由が侵害されたことの合憲性（憲法 21 条に違反するか否か）を検討することが求められている。

本問においては、それらの報道の自由、取材の自由の憲法上の位置づけを明らかにすることが、まずもって求められることになる。憲法 21 条は表現の自由を保障しているところ、現代における情報化社会において、表現の自由は情報流通の権利と捉えられていること、報道の自由が国民一般の知る権利に資するということ、といった理由から、報道機関における事実を報道する自由も憲法 21 条の表現の自由として保障されていると考えられる。なお、報道の自由については、判例においても人権として認められており（最大決昭和 44 年 11 月 26 日）、この点についても言及して欲しい。また取材の自由は、報道の自由の不可欠の前提であること、編集という知的作業が介在していることなどを理由として、表現の自由で保障される人権であるとする見解が有力であるが、判例は、表現の自由の精神に照らして十分尊重に値すると説示しているものの、憲法 21 条の保障下にあるとは明示していないことに留意が必要である。

その上で、本問においては、交通事故の状況を撮影した生データと放映済みの映像データが差し押さえられており、それらの人権・利益に対して、公正な刑事裁判の実現（最大決昭和 44 年 11 月 26 日参照）ではなく、刑事事件における適正迅速な捜査の必要性の観点から制約が為されていることになることを指摘して欲しい。そして、その制約が正当化されるか否かについての検討を加えることとなるが、その際には、㉠適正迅速な捜査を遂げるための必要性和㉡取材結果を証拠として押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度及び将来の取材の自由が受ける影響㉢その他諸般の事情を比較衡量して決することになる（最決平成 2 年 7 月 9 日参照）。

当て嵌めにおいては、㉠一部の映像は放送済みであること、㉡生データには未放送の部分も含まれていること、㉢いずれの映像データも別番組撮影中に偶然に撮影されたものであること、㉣裁判所による提出命令ではなく司法警察職員による差し押さえによるものであること、㉤過失犯ではあるものの多数の死傷者が出た重大な犯罪の捜査であること、㉥Xが「覚えていない」と供述しており、映像データが証拠として重要な価値が認められること、といった具体的な司法事実に言及することが求められる。

どのような結論になるにせよ、㉦、㉧、㉨それぞれの利益に配慮した、説得力のある具体的な論述をして結論を導くことが望まれる。

以 上

2020年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の〔設例〕における甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反は除く）。

〔設例〕

甲（男性、満50歳）は1人でスーパーマーケットに入店し、買物をしていところ、財布やカード類を忘れてきたことに気がついたが、今さら引き返すのも面倒だったので、学生時代から鍛えた万引きの腕前を発揮しようと、すでにスーパー備え付けのかごに入れていた商品（最も大きくて思い品は、玉ねぎ3個入りのビニール袋）を持参してきた手提げ袋にこっそり入れてしまい、かごを元の位置に戻して店外に出たところ、警備員V（男性、満40歳）から「お客さん、お伝えしたいことがあります。ご自分が何をなさったかわかりですね？」と声をかけられた。

甲はしまった、見られていたかと驚いたが、とにかく逃げてしまおうと思い立ち、Vの頬を一発平手打ちし、Vがひるんだ隙にその場を駆け出した。しかし、甲はVに執拗に追いかけられた。

この光景を同スーパーの駐車場で偶然見かけた、甲の友人乙（男性、満50歳）は、甲の以前からの万引き癖を知っていたので、ああ、またやっちゃったのかと事態を察知したが、ここは甲を助けてやろうと思い立ち、走りながら接近してくる乙に対し「警備員を取り押さえるから、逃げておけ」と叫んだところ、甲は「ありがとう。また万引きしてきたんだ。コテンパンにやっつけ」と乙に答えた、

乙は、甲を追いかけてきたVを取り押さえた上、手拳で顔面や腹部を何度も激しく殴打した。そのため、Vはその場で動かなくなり、甲はスーパーマーケットの敷地外に逃げ出すことに成功した。Vは顔面や腹部に打撲傷を負い、内臓にも異常を来した。

以上

入試日程 B 日程 出題科目名 刑法

出題趣旨

窃盗罪，事後強盗罪（「暴行」の意義，「窃盗の機会」性等）の成立要件，現場共謀の認定，さらには事後強盗罪の暴行脅迫部分にだけ加担した者の罪責，結果的加重犯の共同正犯等につき，知識の習得度及びその実用能力を判定すべく出題した。

2020年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

Yは、自宅から職場までの通勤時間を短縮するため、職場に近い場所にあるマンションの一室（以下、甲と呼ぶ）を、その所有者であるXから賃借して、月曜日から金曜日まではそこに居住し、週末は自宅に帰るという生活を送っていた。以下の問題にすべて答えなさい。なお、各問題はそれぞれ独立したものとする。

（1）Yの親戚であるZが火事にあい、住む場所に困っていたため、YはZに頼まれてしばらくの間、甲をZに賃貸することとした。賃料はYがXに払っている賃料と同額に設定し、YはXから受け取った賃料をそのままXに対する賃料支払いに充てていた。もっとも、YはZに甲を賃貸することについてXの了解を得ていなかった。後日、Zが甲を使用している事実を知ったXは、Yとの間の賃貸借契約を解除できるか。

（2）Yは、Xの承諾を得たうえで、甲にもともと設置されていた和式便器（しゃがむタイプ）を、業者に頼んで洋式便器（座るタイプ）に入れ替えた。Yは、賃貸借契約終了時に、便器の入れ替えにかかった費用20万円の支払いをXに請求するとともに、支払いがあるまで甲の返還を拒絶することができるか。

入試日程 B 日程 出題科目名 民法 **出題趣旨**

小問（１）は、無断転貸における信頼関係破壊の法理について、小問（２）は、有益費償還請求権と建物返還義務との関係について問うものである。以下、具体的に説明する。

小問（１）において、Y は X から賃借した甲を、X に無断で Z に転貸している。民法 612 条は、賃借人は賃貸人の承諾を得なければ賃借権を転貸することができないこと、承諾を得ないで第三者に賃借物を使用収益させたときは、賃貸人は賃貸借契約を解除できることを規定する。Y は X の承諾を得ないで Z に使用収益させている以上、同条によって X は賃貸借契約を解除できそうである。

もっとも、同条が無断転貸を理由に賃貸人が一方的に契約を解除できると規定している趣旨は、賃貸借契約が個人的信頼を基礎とする継続的契約関係であることに鑑み、賃借人が賃貸人の承諾なくして第三者に賃借物を使用収益させたときは、賃貸借関係を継続するに堪えない背信的行為があったと評価できるためである。そうすると、無断転貸があった場合であっても、その行為が賃貸人に対する背信的行為と認められない特段の事情がある場合には、解除権は発生しないと解するのが判例である（最判昭 28・9・25）。

本問において、Y が転貸した相手は親戚の Z であること、Y が Z から受け取る転賃料は Y が X に支払う賃料と同額に設定されており、Y は転貸によって収益を得る目的ではなく、一時的・緊急避難的に住居を失った Z を住まわせる目的であることがうかがわれる。これらの事情から、Y の行った無断転貸には背信的行為と認められない特段の事情が認められるといえる。したがって、X は無断転貸を理由として Y との賃貸借契約を解除することができない。

小問（２）において、Y は X の承諾を得て、和式便器を洋式便器に取り換えているところ、Y は賃貸借契約終了時にこれにかかった費用 20 万円 X に請求できるかが問われている。民法 608 条は、賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸借契約終了時に、民法 196 条 2 項の規定に従い、価格の増加が現存する場合に限り、賃貸人の選択に従い、支出額または増加額の償還請求ができると規定する。便器を和式から洋式に変えるために支出した費用は有益費といえるから、Y は民法 608 条に基づき、契約終了時に、かかった費用 20 万円か、あるいは価値増加額の請求をすることができる。

次に、Y は有益費が支払われるまで、甲の返還を拒むことができるかが問題となる。有益費償還請求権は、賃貸借契約から生じた債権であり、契約終了時における賃貸目的物の返還請求権（民法 601 条）も同じく賃貸借契約から生じた債権である。つまり、両債権は双務契約から生じた相対立する債権に当たるので、民法 533 条により同時履行の関係に立つ。また、有益費償還請求権は、賃貸目的物である甲について生じた債権であるから、民法 295 条により、有益費の償還を受けるまで、X の所有物である甲を留置することができる。このように、Y は、同時履行の抗弁権あるいは留置権に基づいて、有益費が支払われるまで甲の明渡しを拒むことができる。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

XはYに対して500万円の貸金債権を有していたが、Yは返済期日が到来しても返還しないため、Yを被告として、500万円の支払を求める訴えを提起した。Yは、口頭弁論期日において、「すでに500万円を支払っている。仮に、弁済が認められないときは、Xに対する売買代金債権700万円でもって相殺する。」との陳述をした。裁判所は、XのYに対する500万円の貸金債権が存在すること、300万円が弁済済みであること、YのXに対する700万円の売買代金債権が存在すること、およびXの貸金債権とYの売買代金債権が相殺適状にあることの心証を得た。裁判所の判決の内容および既判力を説明しなさい。

入試日程 B 日程 出題科目名 民事訴訟法 **出題趣旨**

訴訟上相殺の抗弁と弁済の抗弁が主張された場合において、両者の審理順序をふまえて、判決内容およびその既判力の理解を問う問題である。

理由中の判断であるにもかかわらず既判力が生ずること（民事訴訟法 114 条 2 項）は、相殺の抗弁の大きな特徴である。そのため、弁済等の抗弁の審理が先行することに留意しなければならない。本問では、X の Y に対する 500 万円の貸金債権が存在すること、300 万円が弁済済みであること、Y の X に対する 700 万円の売買代金債権が存在すること、および X の貸金債権と Y の売買代金債権が相殺適状にあることについて、裁判所は心証を得ているので、まず、300 万円の弁済が認められる。次いで、Y の X に対する 700 万円の売買代金債権のうち、200 万円が相殺の抗弁として認められる。相殺の抗弁は対当額について既判力が生ずる。

したがって、X の Y に対する請求は全額消滅しているので、「請求棄却判決」がなされることとなる。この判決の既判力は、X の Y に対する貸金返還請求権が存在しないこと（民訴法 114 条 1 項）、および Y の X に対する売買代金支払請求権 200 万円が存在しないこと（民訴法 114 条 2 項）について生ずる。Y の X に対する売買代金支払請求権 500 万円については、相殺に利用されなかったものであるから、既判力は生じない。

2020年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読んで、後記の【設問】に解答しなさい。配点－100点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、不動産の売買・賃貸を目的とする株式会社である。A、B、およびCを取締役とし、取締役会を設置しているが会社法上の公開会社ではない。また、創業者であるAがその創業以来代表取締役を務めている。
2. 甲社は、自己が愛知県豊田市に保有する土地を乙株式会社（以下「乙社」という。）に賃貸していたが、同社の資金繰りが悪化したことから、同社との間で平成31年2月から半年分の賃料の支払につき猶予する旨の約束をした。乙社の見通しとしては、当該資金繰りの悪化は一時的なもので、半年後には支払原資が十分確保できるというものであった。
3. 甲社は、平成30年6月ころから、愛知県東部丘陵地の開発事業に乗り出し、その際、自己の保有する不動産を担保に金融会社丙から巨額の融資を受けた。
4. 令和元年6月28日、Aは、取締役会を招集することなく、独断で、丙に対する上記借入金に対する返済の一部として、乙社に対する賃料債権を譲渡することとした。乙社に対する賃料債権の名目額は9000万円であり、そのすべてが丙に対し譲渡された旨が同日乙社に通知された。ちなみに、同年6月末日における甲社の資本金の額は1億円、貸借対照表上の総資産額は10億円であったが、その多くは固定資産であった。
5. 令和元年8月1日、丙は、乙社に対し、上記賃料債権9000万円の支払を求めた。

【設問】丙からの支払請求に対し、乙社は、甲社から丙への賃料債権譲渡は甲社の取締役会の承認を得ていないから無効であると主張して拒むことができるか。なお、甲社は、Aの一人会社ではないものとする。

入試日程 B 日程 出題科目名 商法 **出題趣旨**

取締役会決議を欠く債権譲渡の効力を問うものである。会社法が、一定の重要な業務執行について、定款規定をもってしても、その決定を代表取締役委任することができないとしている趣旨を踏まえつつ、設例の債権譲渡が取締役会の監視に服すべき「重要な財産の処分」（会社法 362 条 4 項 1 号）にあたるのか、仮にあたるとした場合、無効の主張は誰に許されるかを丁寧に検討することが求められている。

1. 「重要な財産の処分」にあたるか

会社法 362 条 4 項は、1 号から 7 号に列挙された事項を重要な業務執行として例示し、かつ、その柱書において、その他の重要な業務執行に関しても、代表取締役への委任を禁じている。甲社が乙社に対し有する土地の賃料債権 9000 万円を丙に譲渡することは、同条同項 1 号の「重要な財産の処分」にあたるかがまず検討されるべきである。

会社法の文言は抽象的である。個別のケースにおける「重要な財産の処分」該当性の判断にあたり、判例は、「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱い等の事業を総合的に考慮して判断すべきものと解するのが相当である」（最判平成 6 年 1 月 20 日民集 48 卷 1 号 1 頁）としており、この判断基準が参考となる。

本件譲渡に近接する時点での甲社の総資産額は 10 億円であるから、譲渡財産の価額 9000 万円はその 9%にあたる。また、当該価額は甲社の資本金の 90%を占めている。すでにその価額や総資産に占める割合から本件債権譲渡は重要な財産の処分にあたるといえるが、さらに、その資産の多くが固定資産である甲社にあって、流動性を有する債権には額面以上の価値があるともいえる。したがって、当該賃料債権について A が取締役会を招集することなく、独断で処分することは許されず、そのようにしてなされた債権譲渡の効力が問題となる。

2. 取締役会決議を欠く「重要な財産の処分」の効力

取締役会専決事項について決議欠缺によりなされた取引の効力については、さまざまな構成が考えられるが、判例は、そのような取引についても、内部的意思決定を欠くにとどまり、原則として有効であって、ただ、相手方が決議を経っていないことを知りまたは知りうべかりしときに限って無効（最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1656 頁）との判断を民法 93 条ただし書の類推適用を通じて示している。判例の立場によれば、甲社が、丙の悪意・過失を立証して本件債権譲渡の無効を主張することはもとより可能である（そのほか、会社法 349 条 5 項の類推適用などが考えられるが、その場合には条文上無（重）過失は要求されていないため、過失ある者も保護されるか否かを検討する必要がある）。

3. 会社以外の者からの無効の主張

一般私法の原則によれば、法律行為の無効は誰でも主張できるが、上述のように、会社法は重要な業務執行の決定を取締役会に委ねている。その趣旨は、代表取締役への権限の集中を抑制し、取締役相互の協議による結論に沿った業務執行を確保することによって会社の利益を保護することにある。このような趣旨からすれば、無効の主張は、会社のみがなし得、会社以外の者が、会社における取締役会決議の欠缺を理由に無効を主張することは、筋違いというべきである。た

だし、判例は、会社以外の者から無効の主張をさせることが会社の利益に合致する場合、すなわち、当該会社の取締役会が当該無効を主張する旨の決議をしているなどの特段の事情がある場合には、会社以外の者からの無効の主張も許されると解している（最判平成 21 年 4 月 17 日民集 63 卷 4 号 535 頁）。もっとも、甲社において上述のような特段の事情が認められない設例においては、乙社からの無効の主張は認められないこととなる。

以 上